

平成27年6月10日

平成26年度電波の利用状況調査の評価について
(平成27年6月10日 諮問第15号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省 総合通信基盤局 電波政策課

(中村課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5874

平成26年度電波の利用状況調査の評価について

平成 27 年 6 月
総合通信基盤局電波部
電波政策課

【調査する事項】

- 無線局の数
- 無線局の具体的な使用実態
- 他の電気通信手段への代替可能性 等

電波法に定める
3,000GHz以下の周波数の
電波の利用状況の調査

3年を周期として、次に掲げる
周波数帯ごとに実施

- ① 714MHz以下
(平成26年度対象)
- ② 714MHz超3.4GHz以下
- ③ 3.4GHz超

①調査	②調査	③調査
H17	H16	H15
H20	H19	H18
H23	H22	H21
H26	H25	H24
...	H28	H27

国民の意見

- 例
- ・ 新規の電波需要に迅速に対応するため、電波再配分が必要
 - ・ 既存の電波利用の維持が必要

周波数区分ごとの
電波の有効利用の
程度の評価

調査及び評価結果の概要の公表

- 例
- ・ 現在、電波は有効に利用されている
 - ・ 使用帯域の圧縮が適当
 - ・ 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

電波監理審議会への諮問

調査・評価結果を踏まえ、周波数の再編を実施

「平成26年度電波の利用状況調査」の概要

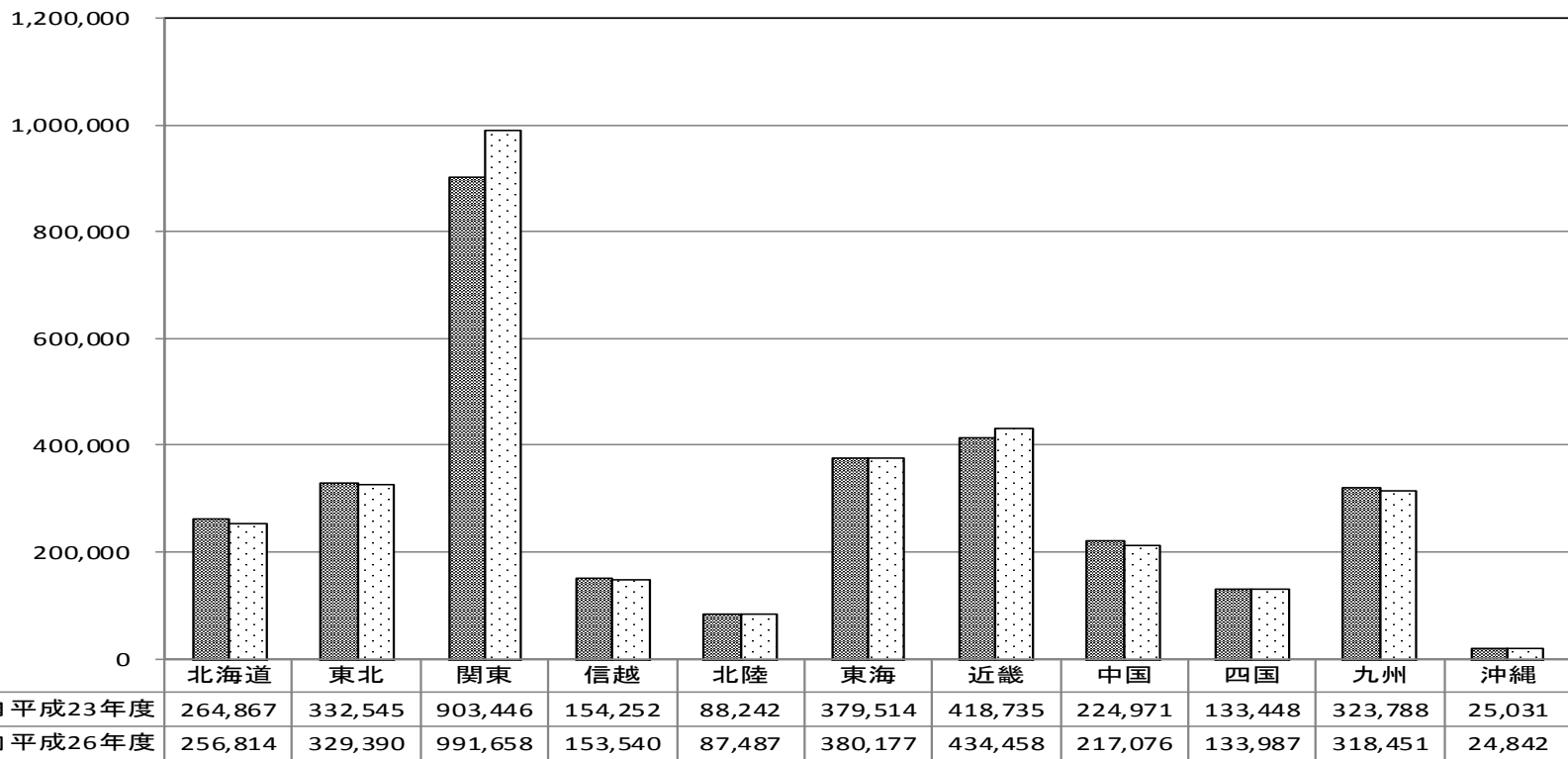
- (1) 目的: 技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、3つの周波数帯(①714MHz以下、②714MHz超3.4GHz以下、③3.4GHz超)ごとに、おおむね3年を周期として電波の利用状況を調査、電波の有効利用の程度を評価する。この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正を実施。
- (2) 根拠条文: 電波法第26条の2
- (3) 調査対象: 平成26年3月3日現在において、714MHz以下の周波数を利用する無線局
※ 平成24年総務省令第100号(平成24年12月7日公布・施行)により「770MHz」を「714MHz」に改正した。
- (4) 調査対象: 無線局数 約332.7万局(平成23年度:約325.3万局)
免許人数 約136.8万人(平成23年度:約143.8万人)
(各周波数区分毎の合算値)
※複数の周波数区分を利用している無線局・免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数・免許人数より多い。
- (5) 調査事項: 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入予定、他の電気通信手段への代替可能性 等
- (6) 調査方法: 全国11の総合通信局等の管轄ごとに、次の調査を実施
① 総合無線局管理ファイルを活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析
② 免許人に対して、無線局の使用実態や電波の有効利用技術の導入予定等を質問し、その回答を集計・分析
- (7) 意見募集: 評価結果案について、平成27年4月10日(金)から同年5月14日(木)までの間、意見募集を行った結果、携帯事業者等から5件の意見提出があった。

調査結果及び評価結果のポイント(714MHz以下の周波数(全般))

○各地方総合通信局管内における無線局数の推移

(無線局数)

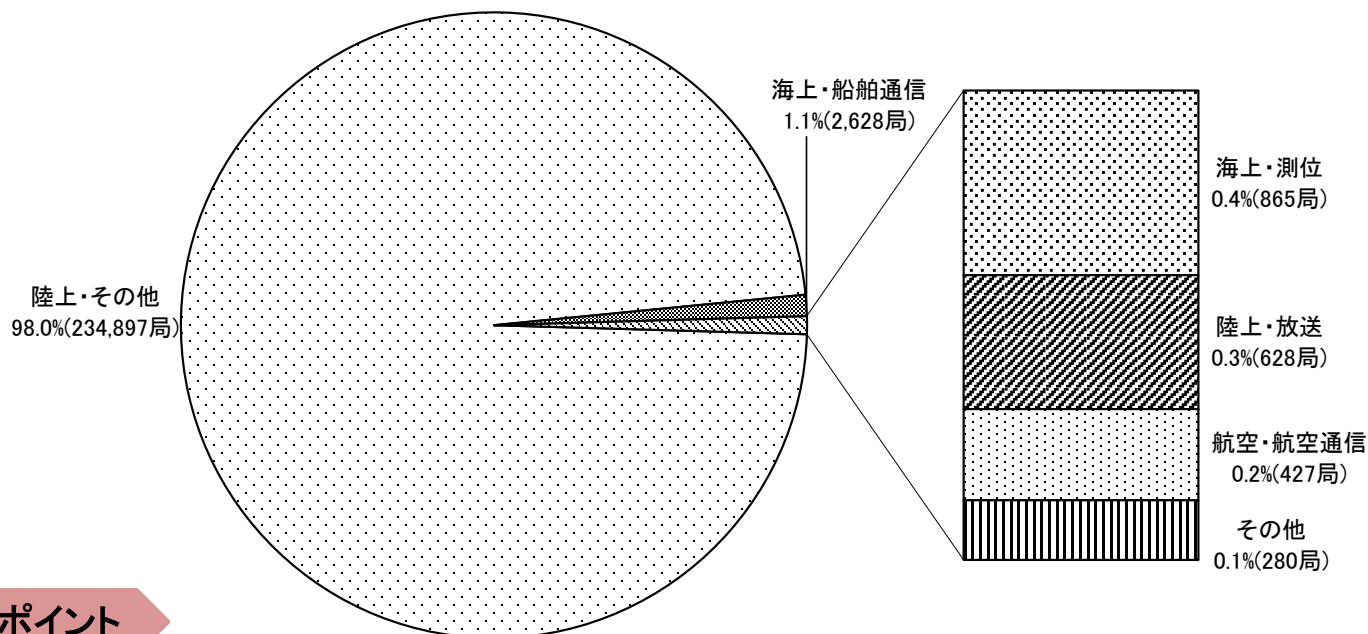
■ 平成23年度 □ 平成26年度



- (1) 各総合通信局等管内における無線局数については、関東管内が全体の29.8%を占めており、沖縄管内が0.7%と最も少ない。
- (2) 平成23年度時の調査と比較すると、関東、東海、近畿及び四国を除き無線局数は減少傾向にある。
- (3) ただし、アマチュア局を除くと全国各管内で無線局数は増加(約7.9%増)しており、船舶や航空機無線、消防・防災行政無線等重要な無線のほか、自営系無線などに緻密に利用されるなど、全体としては適切に利用されている。
※本周波数帯のアマチュア局は1,294,361局であり、平成23年度と比較して、69,100局減少している。
- (4) 各種の無線システムについて、周波数の有効利用を図る観点からデジタル化を推進しているが、本周波数帯においても狭帯域化やデジタル化を進めることが望ましい。

調査結果及び評価結果のポイント(26.175MHz以下の周波数)

○無線局数の割合及び局数



調査結果のポイント

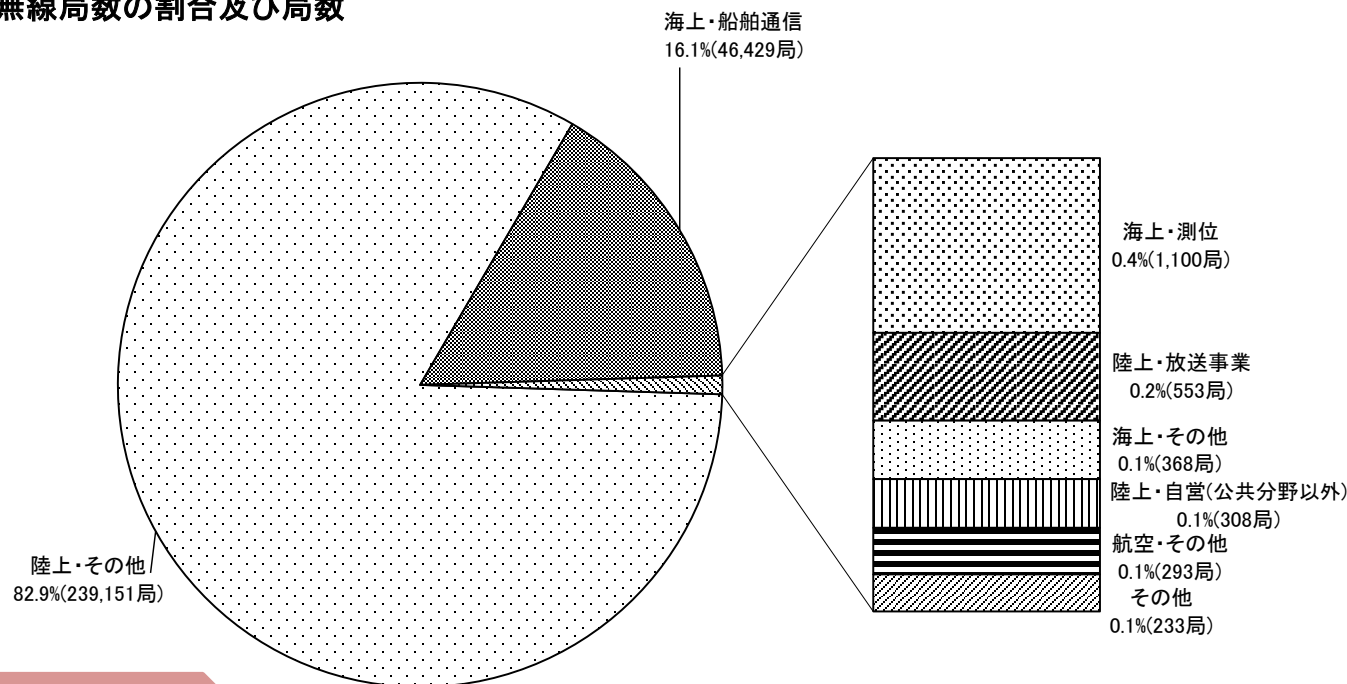
- (1) 本周波数帯では、「陸上・その他」のうちアマチュア局が99.8% (234,327局) を占めている。
- (2) アマチュア局を除いた本周波数帯の無線局数を平成23年度と比較すると、272局減少 (4.8%減) している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、アマチュア局のほか、中波・短波放送、船舶や航空機、測位システム等の多様で重要な無線局で利用されており、局数は減少傾向にあるが、国際的な周波数割当てと整合がとられているとともに、適切に利用されている。
- (2) 本周波数帯における技術発達等の動向では、WRC-12の結果により、新たに海洋レーダー等に対して国際的に周波数が分配され、これを受けて技術的条件の策定及び周波数の国内分配を行っており、新たな利用ニーズが見込まれる。

調査結果及び評価結果のポイント(26.175MHz超50MHz以下の周波数)

○無線局数の割合及び局数



調査結果のポイント

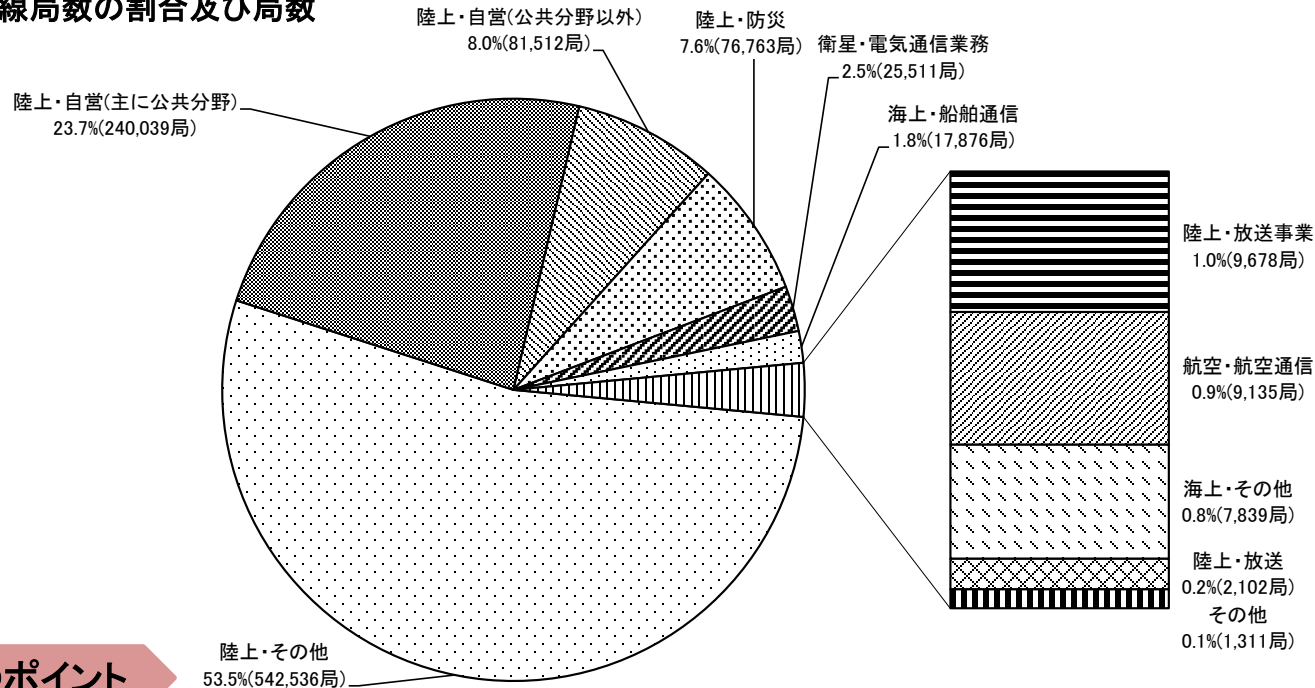
- (1) 本周波数帯では、「陸上・その他」についてはアマチュア局(239,140局)、「海上・船舶通信」については、船舶局及び海岸局が占めている。
- (2) アマチュア局を除いた本周波数帯の無線局数を平成23年度と比較すると、5,140局減少(9.5%減)している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、アマチュア局のほか、主に小型船舶等の重要な無線局(漁業用無線)で利用されており、適切に利用されている。
- (2) 「その他」のうち「26MHz帯コンテナ荷役用無線」は、無線局数が「0」であり、今後も開設される見込みがないことから、周波数の割当てを見直すことが適当である。

調査結果及び評価結果のポイント(50MHz超222MHz以下の周波数)

○無線局数の割合及び局数



調査結果のポイント

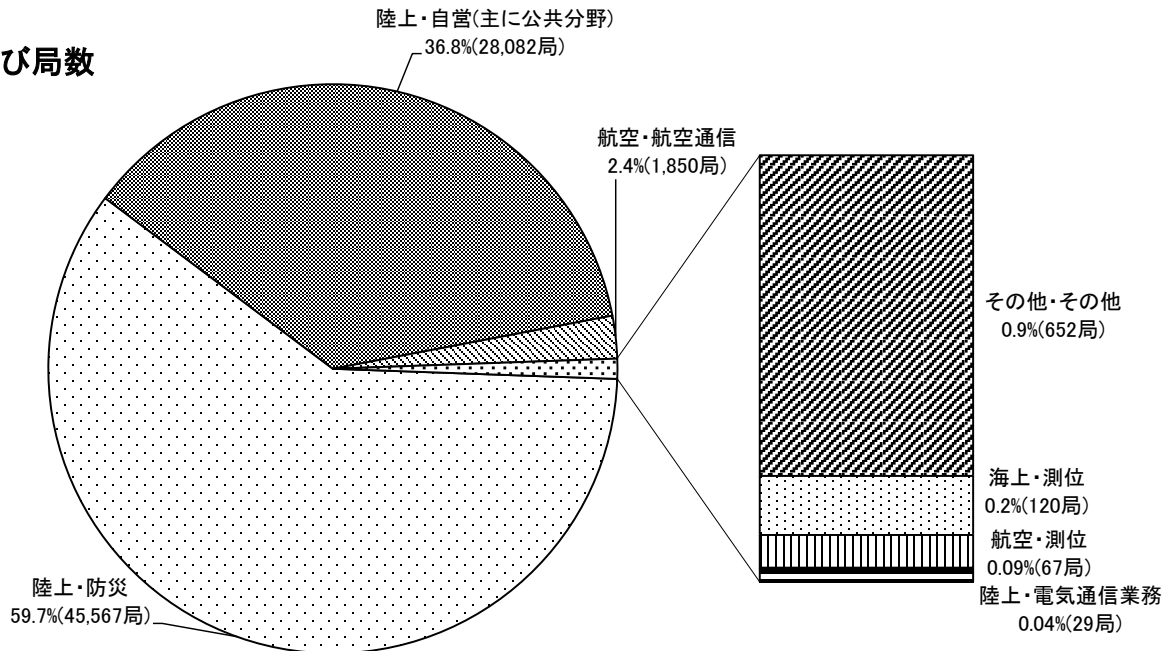
- (1) 本周波数帯では、「陸上・その他」においてアマチュア局が77.2% (418,895局)、簡易無線局が22.8% (123,607局) を占めている。
- (2) アマチュア局を除いた本周波数帯の無線局数を平成23年度と比較すると、37,156局減少 (5.9%減) している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、消防・防災行政無線、航空・海上無線、放送等の多様で重要な無線局で利用されており、局数は減少傾向にあるものの、適切に利用されている。
- (2) 150MHz帯列車無線については、首都圏の過密ダイヤに伴う列車の安全走行の高まりから高度化が望まれているとともに、長波帯 (30~300kHz) の誘導無線 (地下鉄など) から本周波数帯への移行需要があることから、狭帯域デジタル化を促進していくことが望ましい。
- (3) 160MHz帯放送事業用連絡無線については、事業者の利用の増加が見込まれるなど周波数がひっ迫していることから、狭帯域デジタル化を推進することが望ましい。

調査結果及び評価結果のポイント(222MHz超335.4MHz以下の周波数)

○無線局数の割合及び局数



調査結果のポイント

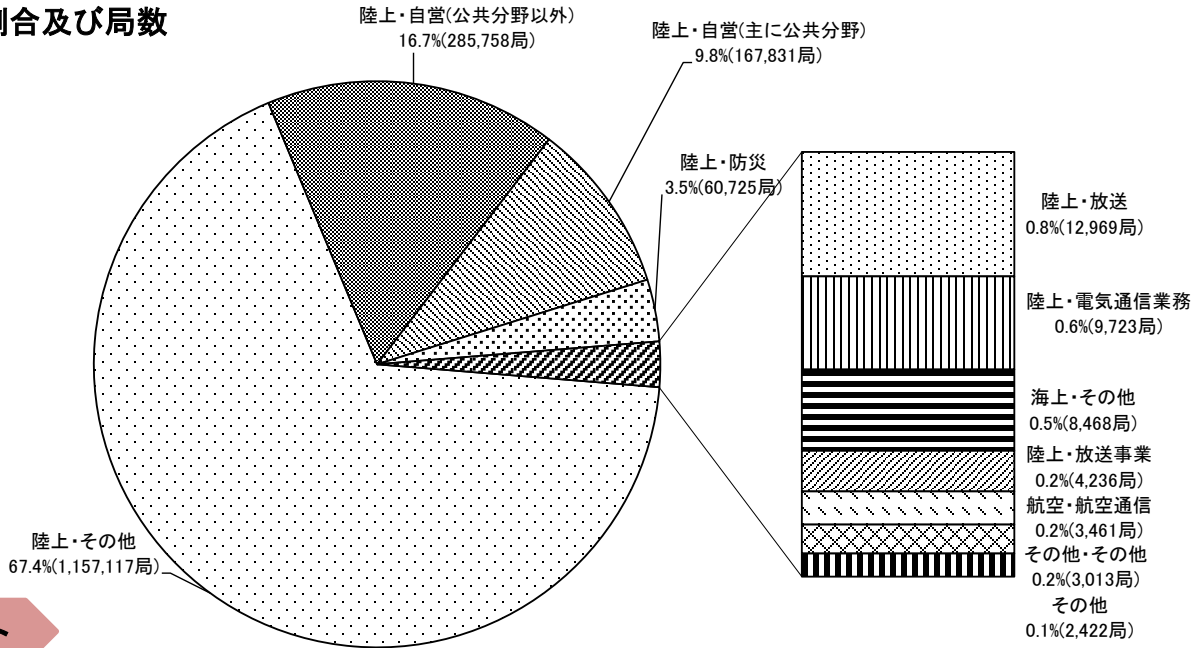
- (1) 本周波数帯では、他の周波数区分とは異なりアマチュア局が存在しない。
- (2) 絶対的な無線局数は少ないものの、防災行政無線及び消防無線の本周波数帯への移行等により、41,082局増加(53.8%増)している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、消防・防災行政無線、船舶、航空機等多様で重要な無線局で利用されており、適切に利用されている。
- (2) 防災行政無線(60MHz帯、150MHz帯及び400MHz帯)及び消防無線(150MHz帯)については、周波数有効利用の観点から、260MHz帯への周波数移行によるデジタル化が進められており、今後も無線局数の増加が見込まれる。
- (3) 280MHz帯電気通信業務用ページャー(平成26年度:29局)については、無線局数が平成23年度と比較して3局減少していることから、需要に応じた形で割当周波数の帯域幅を見直すことが適当である。
- (4) 本周波数帯における技術発達の動向では、本周波数帯は広域への狭帯域のデータ伝送に適しており、広域向けのセンサーネットワーク用として技術試験等が行われている。本周波数帯においては、広域向けのセンサーネットワークのニーズがあることから、センサーネットワーク用に周波数の確保を検討していくことが適当である。

調査結果及び評価結果のポイント(335.4MHz超714MHz以下の周波数)

○無線局数の割合及び局数



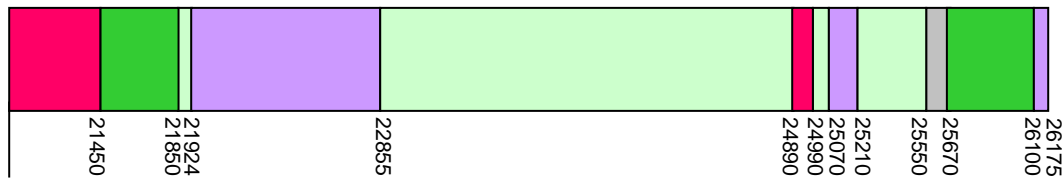
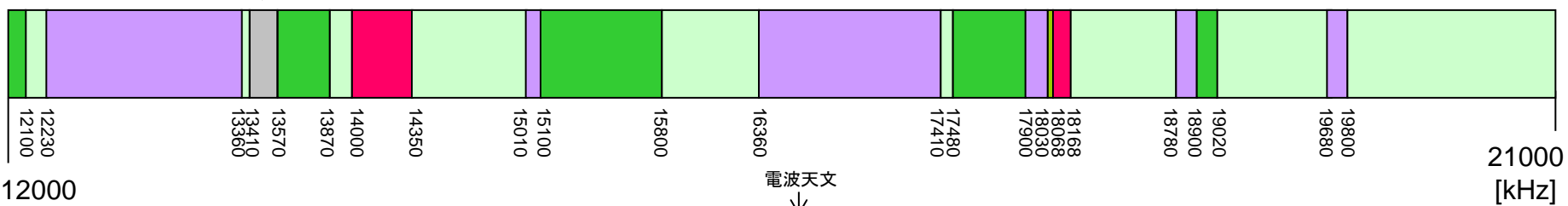
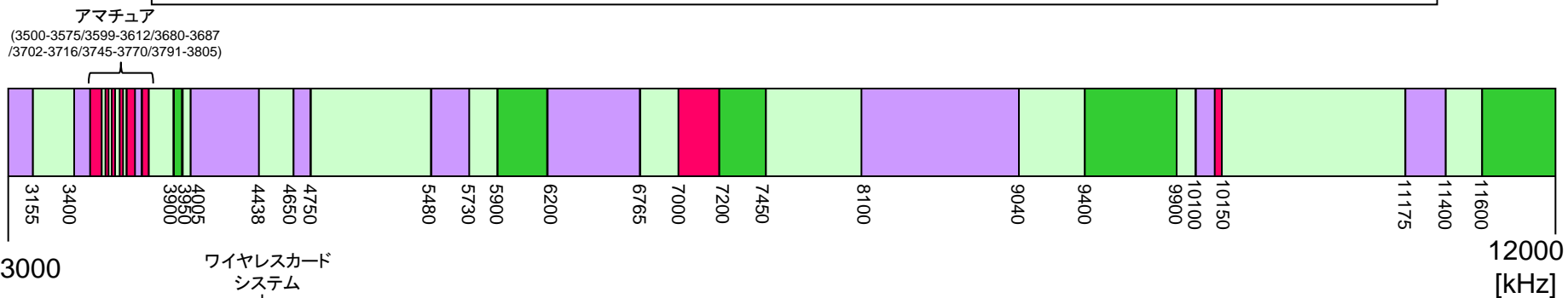
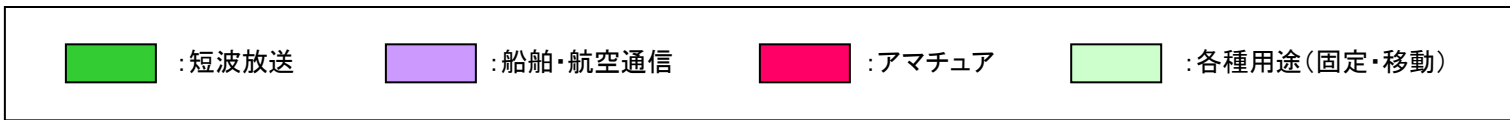
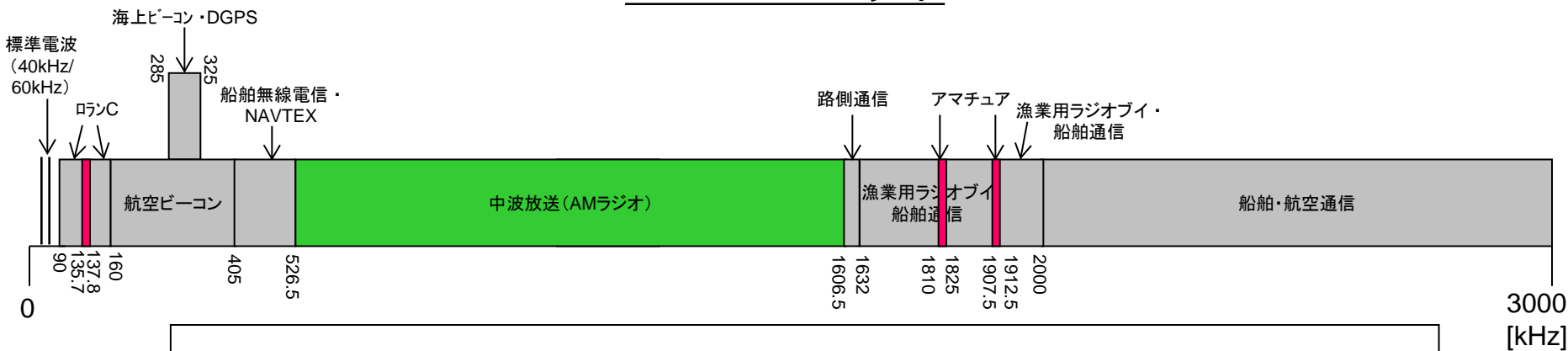
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、「陸上・その他」において簡易無線局が65.2% (754,397局)、アマチュア局が34.7% (401,999局) を占めている。
- (2) アマチュア局を除いた本周波数帯の無線局数を平成23年度と比較すると、簡易無線局の増加 (754,397局 (平成23年度) と比較して182,713局増加) により、149,627局増加 (12.9%増) している。

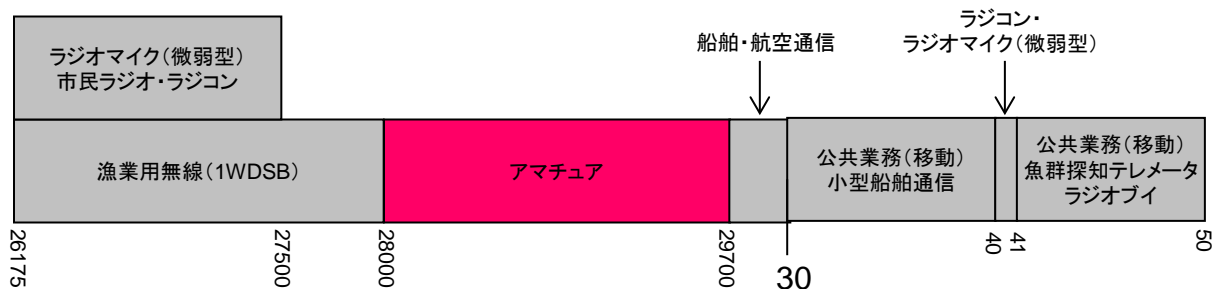
評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、防災行政無線、公共分野の自営系無線、放送等の多様で重要な無線局のほか、簡易無線や業務用無線で広く利用されており、適切に利用されている。
- (2) 350MHz帯マリンホン (平成26年度: 1,328局) については、無線局数が平成23年度と比較して732局減少していることから、他の無線システムによる代替等を検討していくことが望ましい。
- (3) 400MHz帯のタクシー無線及び簡易無線については、周波数の有効利用を図るため、デジタル化することが適当である。
- (4) 本周波数帯における需要動向では、列車の安全走行への関心の高まりから新たな列車制御システムの需要が見込まれていることから、400MHz帯の割当てを検討していくことが適当である。

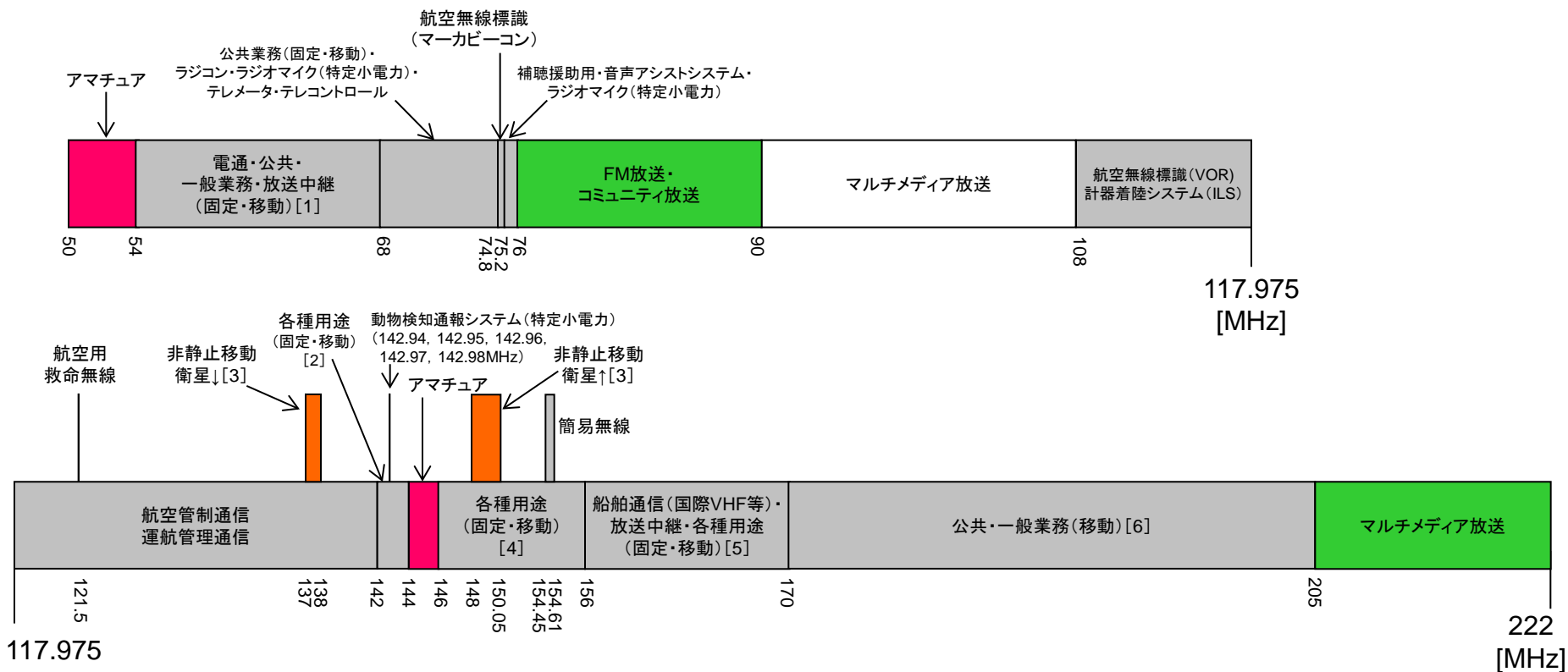
26.175MHz以下



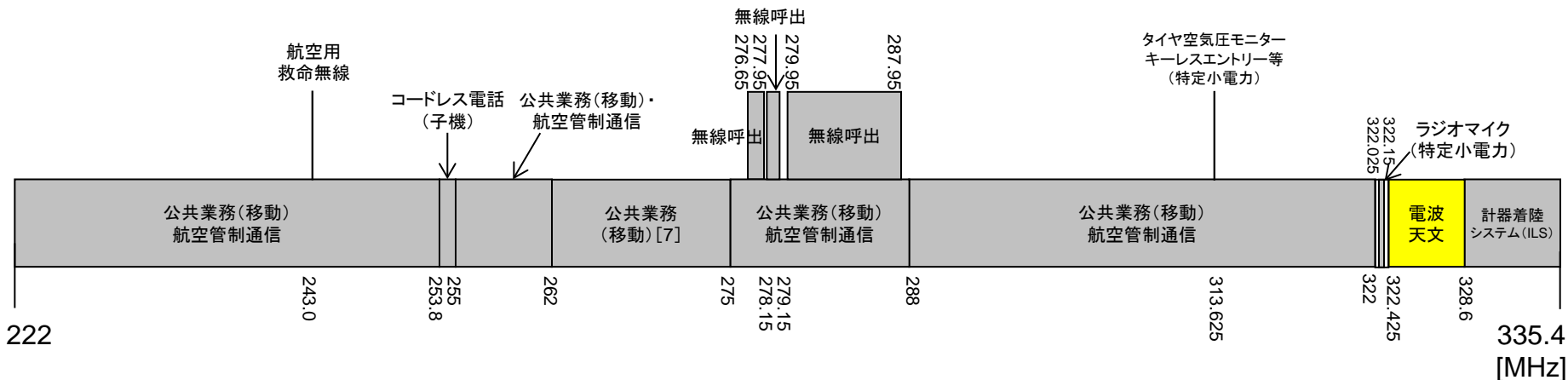
26.175MHz～50MHz



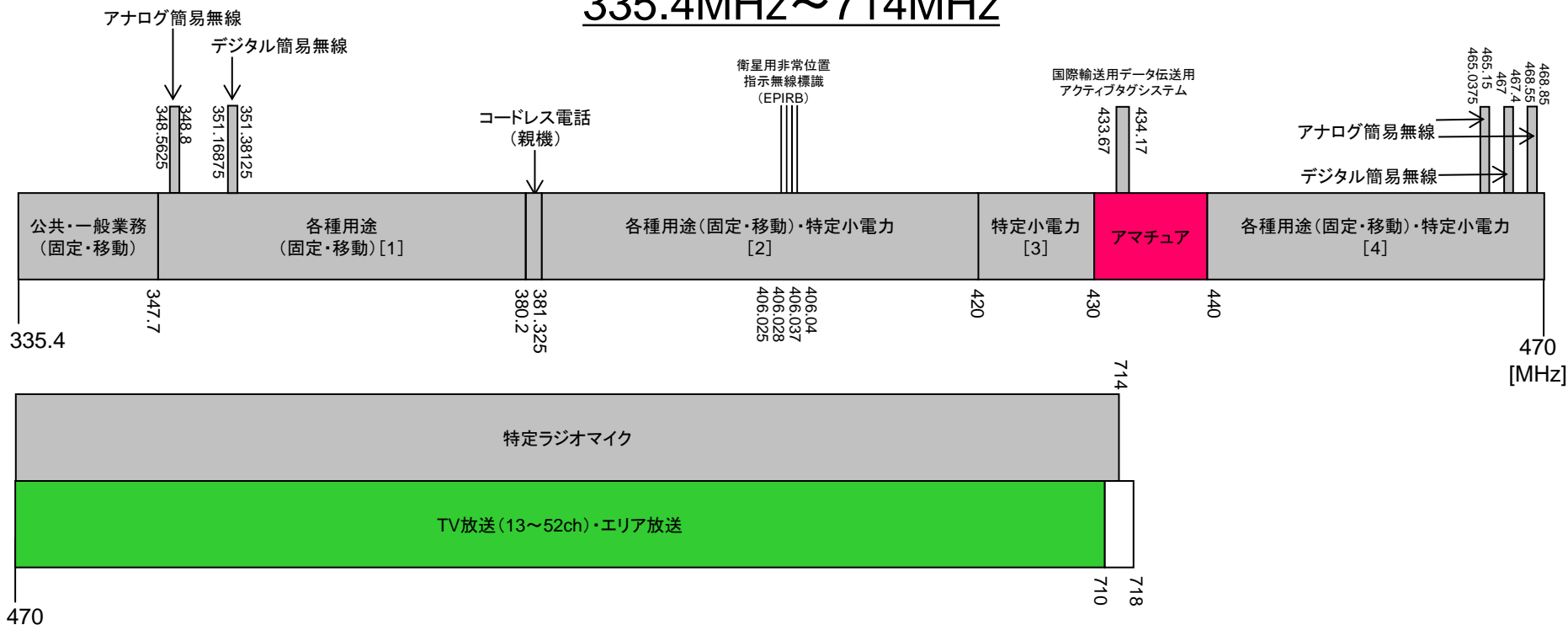
50MHz～222MHz



222MHz～335.4MHz



335.4MHz～714MHz



平成27年6月10日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の
予備免許について
(平成27年6月10日 諮問第16号)

[九州・沖縄広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、榊原係長)

電話：03-5253-5793

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動 受信地上基幹放送局の予備免許について

～九州・沖縄広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許～

平成27年6月10日
情報流通行政局

概要

- 株式会社VIPから、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画(以下「開設計画」という。)に従い、電波法(昭和25年法律第131号)第6条第2項の規定に基づき、無線局開設の申請がなされたもの。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条1項の規定に基づき予備免許を与えることとしたい。

1 申請概要

(1)申請者

株式会社VIP(代表取締役社長 仁平 成彦)
(会社概要については、3頁のとおり。)

(2)無線局の名称

V-Low福岡(九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)

(3)運用開始の予定期日

予備免許の日から6月以内の日

(4)希望する周波数及び空中線電力

105.571429MHz 500W

(5)無線設備の設置場所

送信所:福岡県福岡市早良区百道浜(福岡タワー)

演奏所:福岡県福岡市中央区清川(エフエム福岡本社)

2 経緯概要

平成25年9月 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表

12月 制度整備(改正省令等公布・施行)

平成26年7月 株式会社VIPから申請があった開設計画(全7地域)を認定

3 審査結果

電波法第7条第2項第1号(工事設計等の技術基準への適合性)、第2号(周波数の割当可能性)、第3号(経理的基礎等の有無)及び第7号(基幹放送局の開設の根本的基準への適合性)について審査した結果、いずれも適合していると認められる(主な審査結果は次頁のとおり。)

主な審査結果

(1) 業務を維持するに足る経理的基礎の有無

【事業収支見積り】

(百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
売上高	680	4,553	5,698	7,608	11,520
営業費用	1,289	2,699	3,596	4,162	5,271
営業利益	△609	1,854	2,103	3,446	6,249
当期純利益	△626	1,422	1,331	2,182	3,973
利益剰余金	△737	685	2,016	4,198	8,172

- 事業収支見積りについては、収入、支出が適切に計上されており、平成28年度に当期純利益が単年度黒字に転換し、利益剰余金が確保される計画となっている。

- ✓ 売上高については、主に全国7地域におけるソフト事業者からの放送局設備供給役務料金収入が計上。なお、関東・甲信越広域圏、東海・北陸広域圏、近畿広域圏及び九州・沖縄広域圏については本年度内、東北広域圏及び中国・四国広域圏については平成28年度内、北海道については平成30年度内の放送開始を見込んでいる。

- ✓ 費用については、技術費、減価償却費、障害対策費、電波利用料等を計上。減価償却費は主に特定基地局の整備(平成31年度までの5年間で大規模・中規模局62局、小規模局133局、計195局(約176億円)を整備予定)に係るもの。

- 5年間のキャッシュフロー計算書を確認したところ、特定基地局の整備等に充てるための資金として、親会社であるBIC株式会社から約72億円を借り入れることとしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

- ✓ BIC株式会社においては、申請者への貸付等に充てる資金として、5年間で約72億円の外部資金調達を行う計画。調達方法については、増資を優先し、不足分については市中銀行からの融資を受ける方向(市中銀行からの融資検討表明書の添付あり。)

- 事業収支見積り等については、その記載内容が客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業計画を実施することができるものであると認められる。

(2) 特定基地局の開設指針への適合性

- 本申請は、平成26年7月15日に認定した開設計画に従って申請がなされたもの。認定時と比べると特定基地局整備の後倒し等が生じているものの、世帯カバー率等、特定基地局の開設指針の各規定には適合していると認められる。

(3) 技術審査

- 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は放送法第121条第1項の技術基準等への適合性、業務を維持するに足る技術的能力の有無、周波数の割当可能性及び基幹放送局の開設の根本的基準への適合性について審査したところ、いずれも適合しているものと認められる。

※電波発射の運用につき条件あり。

株式会社VIPの概要

- (1) 本社 東京都千代田区麹町
- (2) 設立 平成26年1月16日
- (3) 資本金 40億円
- (4) 出資者 BIC株式会社(100%)
- (5) 主な業務 マルチメディア放送の基幹放送局提供事業
- (6) 役員(いずれも常勤)

代表取締役社長 仁平 成彦

(兼 株式会社エフエム東京マルチメディア放送事業本部副本部長)

取締役 小田 慎也

(兼 株式会社エフエム東京マルチメディア放送事業本部開発部長)

取締役 杉本 昌志

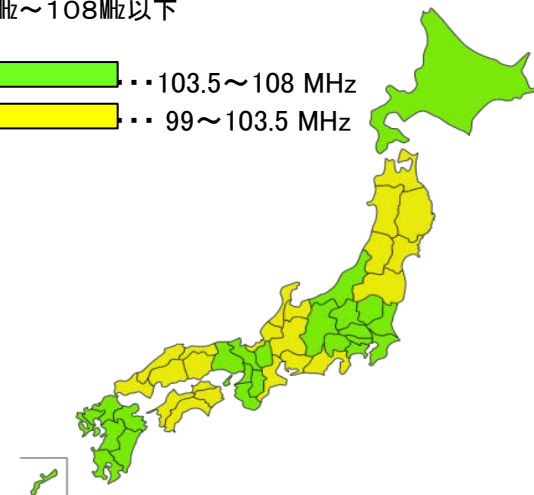
(兼 株式会社エフエム東京マルチメディア放送事業本部企画部長)

監査役 東 和志

(兼 株式会社エフエム東京執行役員グループ経営管理室長、BIC株式会社監査役)

【使用可能な周波数】

- 東北広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏
99MHz~103.5MHz以下
- 近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏、北海道
103.5MHz~108MHz以下



平成 27 年 6 月 10 日

日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備
の変更の許可について
(平成 27 年 6 月 10 日 諮問第 17 号)

[中波放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信所の設置]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(棚田課長補佐、長澤係長)

電話：03-5253-5786

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5793

日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の 電気通信設備の変更の許可について

1. 変更概要

日本放送協会は、NHK札幌第1放送局（以下、「札幌R1」という。）の24時間運用を行っている。

このため、札幌R1の保守点検時においても24時間放送を継続することを可能とするため、NHK札幌第2放送局（以下、「札幌R2」という。）の送信設備の設置場所に、札幌R1の予備装置※を新たに設置することを希望している。

※ 放送法施行規則第104条の電気通信設備

2. 安全・信頼性の確保のための措置概要

放送法施行規則に規定に基づき審査を実施。

(1) 放送局の送信設備

「予備機器等（第104条）」

これまで、送信機の故障等の場合に備え、空中線電力100kWの代替送信機及び空中線電力10kWの予備送信機を設置していたところ。

今般、更なる安全・信頼性の確保のため、保守点検等の最中においても札幌第1放送局の放送が継続できるよう、空中線電力90kWの第二予備送信機を設置。

これにより、札幌R1の24時間放送を確保し、かつ、安全・信頼性のより一層の向上に寄与するものと認められる。

(2) 中継回線設備

措置内容に特段の変更はない。

(3) 番組送出設備

措置内容に特段の変更はない。